

【不正についての報道】抜粋(平成24年度～25年度)

H25. 6. 14

No.	機関・時期	内容	
109	〇〇大学 平成 25. 6. 14	<b>うその業績申告</b>	<p>〇〇大学は、研究費申請などの際に虚偽の申告を行ったとして、△△学部の男性准教授を6日付けで懲戒解雇したと発表した。少なくとも1,490万円の研究費を受け取ったと説明。用途については「不正はなかった」とする一方、返還を求めるかどうかは今後検討するとしている。</p> <p>同大によると、准教授は2000年度ごろから、学長裁量経費や、文部科学省の科学研究費補助金、民間団体助成金などを申請する際、架空の業績や論文について虚偽申告を行ってきた。不正は延べ37回繰り返されたという。准教授は大学の聞き取りに対し「間違えて記載した」となどと説明しているという。</p>
108	米〇〇大学 平成 25. 5. 25	<b>論文の写真使い回し</b>	<p>日本人研究者らが発表した論文において、人クローンES細胞と説明された写真が別のところでは受精卵から作った一般的なES細胞の写真として使われるなどの疑惑が4カ所ネイチャー誌によって指摘された。論文の責任著者はうち3カ所の使い回しを認め、「写真が少なかったため」と釈明した。研究チームは「できた人クローンES細胞は本当」と主張したが、論文の信憑性を揺るがす事態となった。</p>
107	〇〇大学 平成 25.5.16	<b>論文盗用</b>	<p>2006年に同大准教授が学内論文集に発表した経営学の論文が、01年の△△大の論文集に載った論文に類似していることを△△大の論文の執筆者が指摘した。</p> <p>盗用を行ったとされる准教授は盗用を否定したものの、〇〇大学は「盗用が広範囲にわたっており、教員としてのモラルが問われるだけでなく、大学の信用を傷つけた」として同准教授を懲戒解雇処分とした。</p>
106	〇〇大学 △△大学 平成 25. 5. 11	<b>論文の画像データ捏造</b>	<p>〇〇大学と△△大学は、〇〇大学所属准教授が△△大学在籍時などに発表した論文で、捏造した画像データを掲載していたと発表した。11本の論文に掲載された69項目の画像データで不正が確認され、実験の画像を切り貼りしたり左右反転したりして複数の実験をしたかのように見せかけたという。不正論文を研究実績として日本学術振興会などに補助金を申請、受け取っており、〇〇大学は同准教授を懲戒解雇処分とした。</p>
105	〇〇大学 平成 25. 5. 10	<b>業者への預け金</b>	<p>環境省は〇〇大学に交付した研究費の一部に不正処理があったとして、同大に約400万円の返還を請求すると発表した。同省は地球温暖化などに関する調査を委託し、2003～07年度に計約12億円を交付した。同研究費は年度内に使い切る規程だが、担当の2教授は年度末に消耗品を購入したことにして、代金相当分を取引業者にいったん預け、翌年度に使っていた。</p>

104	文部科学省 平成 25. 4. 27	研究費不正が 46 機関 3 億円に のぼる	大学や研究機関等で公的研究費の不正経理が相次いだことを受けて文科省が行った調査により、46 機関で約 3 億 6,100 万円の不正使用があったことがわかった。関与したのは計 139 人。
103	〇〇大学 平成 25. 4. 26	設備調達を巡る 贈収賄(業者へ の預け金含む)	〇〇大学△△研究科の教授は設備調達に関して特定の業者へ予定金額を漏らすなどの便宜を図った。その見返りとして家族とのヨーロッパ旅行の代金や新幹線回数券、商品券などを業者から受け取っていた。 また、この業者へ架空発注し、研究資金を預け金として移していた。その額は 3 億円を超えている。
102	〇〇大学 平成 25. 4. 12	14 論文に捏造・ 改ざん	〇〇大学は辞職した元教授が関与した論文計 14 本で 52 件のデータの捏造や改ざんがあったと発表した。 2004 年に同元教授らが実施した臨床研究で、学内の倫理委員会に参考資料として提出した論文も含まれ、同大学は「研究者としての倫理観が欠如している」と批判した。今後、懲戒相当として退職金の返還を求めるべきかどうかなどを審査する方針。
101	〇〇大学 平成 25. 3. 30	論文盗用	〇〇大学は、〇〇大学の副学長で△△学部の教授が、論文に他人の著作から盗用や不適切な引用をしたとして、教授職を解任し、学術研究助成金の返還を命じるなどの処分にしたと発表した。同副学長は今月末で依願退職する。〇〇大学によると、副学長は 11 年 12 月、インターネット上で公開された学内論集に発表した女性の社会参画に関する論文で、引用元を明示しなかったり、他人の著作を引き写したりするなど盗用や不適切な引用が複数あった。昨年 12 月に内部告発があり不正が判明した。副学長は「故意ではなかった」と説明しているという。
100	〇〇大学 平成 25. 3. 26	厚労省・文科省 補助金の一部を 不透明取引	〇〇大学△△学部の元教授は厚労省・文科省の補助金において、自らが設立した NPO 法人にホームページ作成など事業の一部を約 1,900 万円で痛くし、その業務を個人や会社計 7 者に計約 1,680 万円で丸投げ。約 220 万円の利益を得ていた。下請け先の中には、高校の同級生で、NPO 理事を務める男性の妻も含まれていた。
99	〇〇大学 平成 25. 3. 23	実験データも不 正か	複数の論文に同一写真を使い回した疑いがあると指摘された〇〇大学前総長の研究について、科学技術振興機構が他にも実験データの改ざんなど不正の疑いが浮上したとして、〇〇大学に調査を依頼していたことがわかった。 科学技術振興機構は同研究者に約 18 億円の研究資金を提供しており、「不正が認定されれば研究費の全額または一部の返還を求めることもあり得る」と話している。

98	〇〇大学 平成 25. 12. 29	<b>不正論文の共著者</b>	<p>〇〇大学は、iPS 細胞による治療でうそを認めた研究者の共同研究者だった教授について、不適切な共著論文が 20 本あったとの調査結果をまとめた。内容を検証せずに共著論文者になったことに重大な過失があったとして、同教授を 2 ヶ月間の停職処分とした。</p> <p>また、うそを認めた研究者の学会参加費や論文掲載料といった名目で同教授が申請した経費のうち、約 130 万円は支出の妥当性がなかったとして、同教授への返還請求を決めた。</p>
97	〇〇大学 平成 24. 12. 27	<b>論文不正</b>	<p>△△大学元准教授が書いた論文が捏造だった問題で、〇〇大学は元准教授が在籍していた 97～05 年の論文 103 本のうち 60 本を「不正」と認定した。同准教授は既に退職しているため処分は見送る。</p>
96	〇〇大学 平成 24. 12. 16	<b>論文不正</b>	<p>〇〇大学△△学部の元講師が在職中に発表した複数の論文に、過去に自身が発表し、掲載済みの画像やデータを新たな研究成果として使用した疑いがあるとして、大分大学が調査委員会を設置した。</p> <p>疑義が生じている論文には文部科学省から約 500 万円の助成金を受けた研究もあった。</p>
95	〇〇大学 平成 24. 11. 3	<b>寄附金の個人経理</b>	<p>会計検査院が公表した 11 年度決算検査報告で、〇〇大学教授ら 7 人が寄附金 9 件計 860 万円を大学に寄附せず個人経理のまま処理していたことがわかった。私的流用はなかったという。〇〇大学は「手続きを知らなかったり、助成金を寄附金と認識していない教員がいたため」としている。寄附金はすべて研究や教育用に使われたため、未使用分のみ大学に寄附されたという。</p>
94	〇〇大学 平成 24. 10. 20	<b>虚偽の発表</b>	<p>〇〇大学は人工多能性幹細胞 (iPS 細胞) を使った世界初の臨床応用をしたと虚偽の発表をした〇〇大学病院特任研究員を同日付けで懲戒解雇したと発表した。</p> <p>同特任研究員は、iPS 細胞から作った心筋細胞を重症の心不全患者 6 人に移植したと米国の学会でポスターを掲示して発表した。〇〇大学は「少なくともそのうち 5 件は虚偽の発表だった」と判断した。同行為は、就業規則で定める「大学の名誉または信用を著しく傷つけた場合」に該当するとした。</p>
93	〇〇学会 平成 24. 10.13	<b>論文で無断転用</b>	<p>〇〇学会の理事長で、政府税制調査会の委員を務めた△△大学●●学部の教授が、同学会が発行する学術誌に掲載した論文で、□□大学学長のブログ記事を無断で転用していたことが分かった。同教授は無断転用を認めて□□大学学長や学会員に謝罪、学術誌を回収した。理事長職も辞任する意向。</p>

92	〇〇大学 平成 24. 10. 11	<b>目的外使用</b>	<p>〇〇大学附属病院が導入した臨床検査システムに、システムとは無関係な動物用研究機器 2 台が含まれていた疑いがある問題で、〇〇大学は不適切な機器購入に当たるとみられ関係者の懲戒処分の検討が必要だとして、学内の最高審議機関・教育研究評議会内に調査委員会を立ち上げることを決めた。</p> <p>システム購入には、診療に使用する医療機器や設備を対象とした国の貸付金を活用していた。</p>
91	会計検査院 平成 24. 10. 4	<b>ずさんな物品納入</b>	<p>平成 22 年度に文部科学省から公的研究費の交付を受けた計 65 の国立・私立大学のうち、16 大学は研究者に物品の直接発注を認めながら、事後チェックを行わないなどの不備があったことが会計検査院の調査でわかった。</p> <p>調査によると、対象となった 65 大学全てで「検収業務」を行う体制となっていたが、このうち 16 大学では「事務処理の効率化」などを理由に一部の物品で検収を省略。事後の点検も行われていなかった。</p>